

下関短期大学における研究者等の行動規範

下関短期大学(以下「本大学」という。)は、本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保するとともに、研究活動を行なう機関としての社会的な責任を果たすため、本大学において研究活動を行うすべての者(以下「研究者」という。)を対象として、以下のとおり「下関短期大学における研究者等の行動規範」(以下「行動規範」という。)を定める。研究者は、行動規範に定める事項を遵守し、学術研究の適切なマネジメントに努めるとともに、広く社会の発展に寄与するよう努めなければならない。

1. 研究者の責任

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

2. 研究者の行動原則

研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

3. 自己の研鑽

研究者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

4. 社会に対する研究の意義の説明ならびに研究成果の公開

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

5. 学術研究における法令の遵守と不正行為の防止

研究者は、研究の実施にあたっては、法令や関係規則を遵守する。さらに、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

6. 人権の尊重・個人情報の保護など研究対象への配慮

研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。人に対しては、人権を尊重するとともに、研究過程において入手した個人情報の保護に努める。動物などに対しては真摯な態度でこれを扱う。

7. 研究費の適正使用

研究者は、研究費の源泉が、学費のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及び企業等から負託されたものであることを常に認識して、研究費ごとに定められた条件、ルール等を遵守し、その適正使用に努める。

8.公正な研究環境の確立と維持

研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

9.他の研究者との適切な関係の構築

研究者は、他の研究者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他の研究者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

10.差別の排除

研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

11.利益相反への配慮

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

12.研究を支援する者の責任

事務職員等、研究者の研究活動を支援する者は、研究者の研究活動を支援するにあたっては、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理等にあたっては、法令や関係規則を遵守し、不正行為の発生を未然に防止するように努める。

平成 24 年 4 月 1 日制定